併科方式の下での違反金の在り方について

懇談会において、法人に対する刑事罰と違反金(課徴金)の併存・併科を維持することを前提に、違反金の位置づけ、算定方法等について更に検討・整理すべきであるとされたところである。

本資料は、これを受けて、ワーキング・グループで行われた作業結果を取りまとめたものである。

1 刑事罰との関係

(1)法人に対する刑事罰と違反金の役割

刑事罰と違反金(課徴金)の併存・併科を維持する(併科方式)との前提を踏まえ、刑事罰と違反金の抑止力を確保できるようにそれぞれの役割を検討すべきである。

この二つの制度は、それぞれ違反行為を抑止する効果を有するものであるが、具体的制度設計に当たっては、刑事罰を科すことにより、犯罪行為であることを明確にする、行政処分である違反金を賦課することにより、市場に与えた影響度(経済秩序に与えた侵害度・当該行為が影響を及ぼす市場の大きさ)に応じて金銭上の不利益を課す、というそれぞれの制度の特色を活かす仕組とすることが肝要である。

なお、悪質・重大な事案には違反金に加え刑事罰が科され、それ以外の事案には違 反金のみが課されるという実態を考慮する必要がある。

(2)法人に対し刑事罰金と違反金が併科される場合の金額調整

現行課徴金については、刑事罰が併科される場合に、当該刑事罰金の半分に相当する額を本来の課徴金から控除する規定(刑事罰金の確定裁判より課徴金納付が先に行われている場合には還付)が設けられている。当該規定については、課徴金と刑事罰を併科するとしても二重処罰の問題が生じる訳ではないとしつつ、違反行為を防止するという機能面で共通する部分があることから立法政策上の判断として設けられたものである。しかし、行政上の義務履行確保を目的とする違反金と反社会的行為に対する道義的非難である刑事罰は趣旨・目的が異なり、独立した制度であることから、両者の金額調整は必ずしも必要なものではない。

2 違反金の基礎額の算定方法

違反金の基礎額の算定方法については合理的に説明できることが必要である。現行 課徴金の「(擬制による) 不当利得相当額 (を超える)」は一つの方法にすぎない。

現行課徴金の対象となる不当な取引制限、私的独占(支配型)については、当面、現行の基礎額の算定方法(関連商品等売上高に一定の算定率を乗じる)を変更する必要はないと考えられる。新たに違反金の対象となる類型について、違反金の水準や基礎額の算定方法は、現行課徴金の対象となっている行為類型と同一である必要はない(特に不公正な取引方法については、現行課徴金の対象となる行為類型と異なり、違反行為に対して違反金を賦課しないという判断をできるようにすることも考えられる。)。

3 違反金の水準等

違反金の水準は、「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分であることが必要である。平成17年改正法により、不当な取引制限に対する課徴金の算定率の引上げが行われたところである(大企業で10%、繰り返し違反について5割増)が、米国の刑事罰金 1 やEUのfine 2 と比較すると、我が国においては違反金に加えて、上限5億円の刑事罰が併科される可能性があることを考慮しても、違反金の水準は依然として低いといわざるを得ない。

なお、違反行為期間における関連商品等売上高(直近事業年度の関連商品等売上高に年数を乗じる方法を含む。)に算定率を乗じる枠組みを維持する場合、現行課徴金で最長3年間とされている算定期間³や除斥期間⁴(違反行為終了からいつまで違反金納付を命じることができるか)については、国際水準との比較を視野に入れつつ、他方で比例原則の観点にも留意すべきである。

4 考慮要素(加減算要素)

(1)基本的考え方

法人に対する刑事罰が併存しており、悪質重大な事案は刑事訴追され、悪質性についても斟酌の上刑事罰の量刑が行われること、違反金は行政措置としての特色を発揮すべきと考えられることから、基礎額に対する加減算要素については、考慮要素とすることにより違反抑止に資するもの、法執行の実効性確保に資するものを中心とすべきである。また、法律上その要件を明確に規定できない要素も排除しないが、法執行の実効性を阻害するものとならないように留意すべきである。

(2)個々の要素についての考え方

ア.繰り返し(加算要素)

要件の明確化が可能であり、加算要素とすることにより、違反抑止に資すると考えられるので考慮要素とすべき。

イ.早期離脱(減算要素)

要件の明確化が可能であり、減算要素とすることにより、違反抑止に資すると考えられるので考慮要素とすべき。

ウ.主導的役割(加算要素)

加算要素とすることにより違反抑止に資すると考えられる。加算要素とするもの なので、要件の明確化が必要。

工.調査協力(減算要素)

既に公正取引委員会が把握している事実以外の情報を提供することを減算要素とすることにより法執行の実効性確保に資すると考えられる(課徴金減免制度のうち調査開始後の申請による減額と実質的に同じ)。調査拒否の場合には罰則が設けられており、単に手続的に協力したというだけで減算要素とするのは不適当。

¹ 最大で違反行為によって影響を受けた取引額の80%の額の刑事罰金が科され得る(量刑ガイドライン)。

² 直近事業年度の関連商品等売上高の最大30%を基礎額として加減算を行う(価格カルテル等の場合には、別途売上高の最大25%がエントリー・フィーとして、加算される)。

³ E U法では年数の制限がない代わりに上限額の規定が設けられている。

⁴ 米国では5年、EUでは調査開始まで5年、調査開始から更に5年で通算最大10年間の除斥期間が認められている。

コンプライアンス体制の充実は、社会的にも要請されている重要なテーマであることから、違反金の算定における考慮要素とすべきかどうかについて検討したところであるが、実効的なコンプライアンスの実施は、基本的には違反行為により自らが被る不利益を避けるために自らの判断でするべき努力であり、公的にインセンティブを与えてまで推奨すべきものではないと考えられること、減算要素とすることによる一般的な意味での違反抑止効果もあまり期待できないこと、から考慮要素とすることは不適当。